

平成30年3月20日
 環境局資源循環部収集業務課
 245-5245
 保健福祉局高齢障害部高齢福祉課
 245-5167

高齢者等ごみ出し支援について

高齢者等のごみ出し支援については、平成30年4月1日から、高齢者等の生活支援を行っている保健福祉局へ事業を移管し、地域による支え合い・助け合い活動等の一環として取り組みます。

	現在	平成30年4月1日から
所 管	環境局資源循環部収集業務課業務班 千葉市役所4階 TEL 043-245-5249 FAX 043-245-5477 E-mail shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp	保健福祉局高齢障害部高齢福祉課在宅支援班 千葉市役所1階 TEL 043-245-5250 FAX 043-245-5548 E-mail korei.HWS@city.chiba.lg.jp
概 要	高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯の利便性を図るため、団体が対象世帯から家庭ごみを収集し、ごみステーションへ排出した場合、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則及び要綱に基づき、当該団体に対し補助金を交付する。	※現在と同じ
対 象	ごみ出しが困難な単身者世帯(同様の要件を満たす同居人がいる場合は対象)で、次のいずれかの要件を満たした者 ・介護保険の要介護2から要介護5までの認定を受けている者 ・身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ・療育手帳④又はAを所持する者 ・その他、市長が必要であると認める者(身体機能低下等によりごみ出しが困難な者)	ごみ出しが困難な単身者世帯(同様の要件を満たす同居人がいる場合は対象)で、次のいずれかの要件を満たした者 ・介護保険の要支援1・2又は要介護1から要介護5までの認定を受けている者 ・身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ・療育手帳④又はAを所持する者 ※現在支援している世帯は、引き続き支援します。
支援数	登録世帯85世帯、登録団体34団体 (平成30年2月末現在)	—
補助額	・運営支援(粗大ごみを除く家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物(ビン・缶・ペットボトル、古紙・布類)を週1回以上、対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合)1,000円/月/世帯 ・立上支援(団体が当該事業の補助を初めて受ける場合)10,000円(1回限り)	※現在と同じ
予 算	平成29年度 194万8千円	平成30年度 190万円

※対象団体には、3月16日に上記内容をお知らせする通知を送付済みです。